

【事務事業調査】

事務事業名	景観条例推進事業			予算科目コード	会計-款-項-目-事業 001-8-4-1-00302010
担当部課	建設産業部 都市整備課	担当係長	計画・調整係 阿久津 径 行	事業の分類	既存事業

■事務事業の概要

	何をどのような方法で実施します(実施しました)か?	どのような成果が現れます(現れました)か?
計画	H22事後評価 景観計画策定検討会議を3回、計画策定委員会を3回行い、景観計画(案)を作成し、町長に答申しました。	良好な景観が維持され、潤いのある生活環境が形成されとともに、将来にも高根沢らしい景観が残すことができ、長期的な定住の促進にもつながっていきます。
	H24事前評価 平成23年度に景観条例が制定され、平成24年4月1日より施行されるため、景観ガイドラインの諮問や様々な事例に対応するため景観審議委員12人(学識経験者4人、専門委員2人、住民代表2人、議会議員2人、関係行政機関2人)を置き、対応していきます。 また、今回の災害の教訓を生かし、更には景観の保全を目的に塀等設置工事補助金を創設していきます。	
実績		

■活動指標

指標	目標値	達成値	特記事項
景観審議会の開催回数	5回		景観審議会は、景観法に抵触しそうな案件が出た場合に開催するものとなるため、年間回数を最大5回としてある。開催回数が少なくすむように住民及び業者等に周知する。

■事業費(計画)

【単位:千円】

番号	細 節	金 額	積 算 根 拠
1	報酬費	220	審議委員8人(議会議員、関係行政機関は除いてあります。) 景観審議会 5回 8人×5回×5,500円=220,000円
2	補助金	3,000	30,000円×100件=3,000,000円
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
		3,220	

■事業費(実績)

【単位:円】

番号	細 節	金 額	特 記 事 項
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
		0	

■事業経費

		計 画 【千円】	実 績 【円】	特 記 事 項
予 算	当初予算額	3,220		
	補正予算額			
	流用額			
	予算現額			
決 算	決算額			
財 源	国庫支出金			
	県支出金			
	地方債			
	受益者負担金			
	その他の特定財源			
	計	0		

■補助金等名:高根沢町堀等設置工事補助金

■補助事業者等:1.5m以下の堀等を建てる町民

★自己評価基準

- (1)とてもよくあてはまる:5点
- (2)あてはまる:4点
- (3)どちらかというにあてはまる:3点
- (4)どちらかというにあてはまらない:1点
- (5)あてはまらない:0点

★総合評価基準

- (1)継続:総得点が35点以上
- (2)見直し:総得点が35点未満

補助金等交付基準		自己評価	評価に関するコメント
1	公益性	■受益が不特定多数の町民に広く及ぶものであり、特定の個人や団体のみが利益を受ける事業でない。	すべての町民を対象としており、景観という町の財産に関係しているため公益性はあると考えます。
		■町全体に波及効果が期待できる。	
2	必要性	■地域経営計画に即し政策的に奨励する事業であり、町民のニーズに即している。	本町における良好な景観を保全するという観点から必要性は高いと考えます。
		■社会動向を展望し、先見性・発展性がある。	
3	公平性	■民間、NPO、ボランティア等、既存団体等の活動を阻害しない。	すべての町民を対象としているため、公平であると考えます。
		■町民のサービス受益機会が均等である。	
4	効果性	■事業効果が明確かつ具体的である。	景観を保つためであるため、効果は明確であると考えます。
		■予算の見積が適正である。	
5	適格性	■実施体制が明確である。	実施体制は明確と考えます。 補助額は3分の1で最高でも3万円のため、自己負担があるので、一定の自主性・自立性はあると考えます。
		■自主・自立の傾向が明白で、将来計画がある。	
合計点数		38	
総合評価		継続	